

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年5月29日（火）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名：大和市歩く健康づくり推進条例の制定について

提出理由：大和市歩く健康づくり推進条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・平均寿命が延びたことで、心身ともに健康に生活できる期間である「健康寿命」の考え方が重要になっている。
- ・厚生労働省が進める、国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」において、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」が掲げられ、その実現には身体活動・運動等、生活習慣の改善が重要であるとして、数値目標の一つに日常生活における歩数の増加を挙げている。
- ・「健康都市やまと」を目指す本市においては、市民の健康な生活の実現に向けて、これまでも様々な取り組みを実行しており、平成29年度からは健康づくり推進課に歩こう担当を設置し、歩くことが市民の健康づくりとして定着するように普及啓発等に努めている。

2. 条例制定の基本的な考え方

- ・市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことは、「健康都市やまと」の実現に向けて、重要な要素の一つである。
- ・日常生活の中で気軽に実践できる「歩く」ことは、継続して取り組むことで介護予防等、様々な効果が期待できるため、市民の「健康づくり」の一環として推奨していく。
- ・そこで、「歩く健康づくり」に関する施策を、総合的に推進していくことを明らかにし、市や市民、団体等の役割を明確にするとともに、それぞれが連携を図ることを明記した条例を制定することで、施策の一層の推進を図る。

3. 条例に定める主な内容

(1) 目的

- ・歩く健康づくりに関する施策の総合的な推進を図り、市民の健康の保持増進に寄与する目的を定める。

(2) 基本理念

- ・市民自らが、それぞれの健康状態において歩く健康づくりに取り組むことを基本理念とする。

(3) 責務と役割

- ・歩く健康づくりに関する市の責務及び市民、団体等の役割を明らかにする。

(4) 基本的施策

- ・基本理念に基づいて実施する施策を示す。

(5) 市民、団体等に対する支援

- ・市は、市民による活動又は団体等が行う事業に対し必要な支援を行うことを示す。

(6) 財政上の措置

- ・市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定める。

4. 今後の主な取り組み等

- ・「やまとウォーキンピック」の実施
- ・ウォーキングサインの路面標示の設置
- ・歩こう月間の創設

5. 他市の状況

- ・新潟県見附市 H24.4.1 施行
「見附市歩こう条例」
- ・兵庫県豊岡市 H24.4.1 施行
「豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例」
- ・兵庫県加西市 H27.4.1 施行
「加西市歩くまちづくり条例」

経 過

H21.2.1 「健康都市やまと」宣言

H29.4 健康づくり推進課に「歩こう担当」を設置

今後の予定

H30.6 市民意見公募手続

H30.8 議案提出

H30.10 条例施行